第３６回滝沢市農業委員会総会会議録

１　日時　令和２年６月２５日（木）　午前１０時
２　場所　滝沢市役所　２階　２０１会議室
３　日程
日程第　　１　議事録署名人並びに書記の指名について
日程第　　２　会期の決定について
日程第　　３　業務報告について
日程第　　４　議案第　１号　農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定について
日程第　　５　議案第　２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第　　６　議案第　３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第　　７　議案第　４号　農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第　　８　議案第　５号　農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
日程第　　９　報告第　１号　第１回農地小委員会の報告について
日程第　１０　報告第　２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出の確認事務報告ついて
日程第　１１　報告第　３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　１２　報告第　４号　農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
日程第　１３　報告第　５号　農地性の有無についての判断についての照会に対する報告について
日程第　１４　報告第　６号　農地転用届出の確認事務報告について

４　出席委員

農業委員		推進委員
１番委員	鈴木　文雄	武田　明
３番委員	吉清水　秀明	金崎　修一
４番委員	新田　義修	
５番委員	工藤　肇	
６番委員	武田　美紀	
７番委員	齊藤　文一郎	
８番委員	大森　泰英	
９番委員	齊藤　新一	

５　欠席委員　　なし
６　説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村　範夫
〃	総括主査	海老澤　愛
〃	主　　査	高橋　昂希

開会時刻　令和２年６月２５日（木）　午前１０時

議長　委員及び説明員に申し上げます。暑い方は上着を取られてもかまいません。
只今の出席農業委員は８名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員２名が出席しております。
日程第１、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。
本案件につきましては、会議規則第１１条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、４番新田義修委員と７番齊藤文一郎委員を指名します。
書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。
日程第２、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。
日程第３、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長　私の方から第３６回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和２年５月２３日から令和２年６月２５日までの分を報告させていただきます。議案書は２ページをご覧ください。

（第３５回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長　それでは議事に入ります。
日程第４、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査　今回の農地法第３条の許可申請は使用貸借による権利の設定が２件となっております。それでは、説明させていただきます。議案書は４ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。整理番号１番及び２番についてですが、いずれも借り受け人は新規就農者であります。
整理番号１番の農地所有者は、新規就農者の親族にあたり、この度農地を含めた自身の農業経営を承継する運びとなり、農地の権利を設定するものです。
整理番号２番につきましては、整理番号１番の農地所有者からの紹介で整理番号２番の農地所有者と新規就農者である借り受け人と権利の設定を行うものであります。
以上につきましては、議案書５ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長　本案件について、関連がありますので、報告第１号の第１回農地小委員会の報告について、金崎農地小委員会副委員長より報告をお願いします。

金崎推進委員　それでは、私のほうから第１回農地小委員会の結果をご報告します。
議案書は２８ページをご覧ください。
６月１９日に農地小委員会委員８名と事務局職員で、農地法第３条許可申請に伴う新規就農予定者に対する聞き取り調査を実施いたしました。
議案第１号、整理番号１番及び２番の案件の、新規就農予定者は、１年程前より会社員のかたわら、馬産経営している今回の農地所有者の叔父の馬の世話などを手伝っておりました。叔父は伝統文化であるチャグチャグ馬コに出馬している馬の飼養管理を行っておりますが、高齢なため後継者の確保が課題でありました。チャグチャグ馬コを途絶えさせないようにするため、今回親族であります新規就農予定者が経営を継承する運びとなり、農地法３条許可の申請が出されました。
農地小委員会といたしましては、本人の意欲は十分にあると判断し、また叔父がサポートしていく形での就農であるため、家族や関係者からも協力を得ながら頑張ってほしいと助言をさせていただきました。
以上のことから農地小委員会としては、就農に問題はないと思われる、との結論にいたりました。
以上で、第１回農地小委員会の報告とします。

議長　今回の現地調査は、齊藤文一郎農業委員、武田明推進委員、金崎修一推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告を金崎推進委員にお願いします。

金崎推進委員　それでは、私のほうから整理番号１番及び２番について、６月１６日に事務局２名、齊藤委員、武田推進委員、私の５名で現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
現地は、全体として幅広く農地として活用されていることが確認できました。

先ほどの農地小委員会報告のとおり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で報告を終わります。

議長　　　　　　　これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長　　　　　　　なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　　　　　　　挙手全員であります。
よって、議案第１号は原案のとおり決定いたしました。

議長　　　　　　　日程第５、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。案件は追認の許可案件が１件です。
議案書の説明にさきだちまして、追認の許可案件とは何かということについてご説明いたします。
農地を農地以外にする場合は農地法による許可が必要ですが、許可を受けずに農地以外にすることや、転用することを目的に権利を設定したり移転したりすることは「違反転用」となります。
しかしながら、こうした事案の中には農地転用許可制度を正確に理解していなかったり農地という認識がなかったりと悪質とは見受けられないものもあります。このような事案のうち、農地転用許可基準上、申請があれば許可が見込まれ、かつ、始末書の内容から見て今後違反行為を行わないことが確実と認められるもの等について、許可権者の判断で事後的に許可申請を受け付けて行われているものが追認の許可案件となります。
それでは議案書を説明いたします。１０ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

補足説明いたします。
整理番号１番は、建設業を営む申請人が農地法の手続きを経ぬまま資材置場として使用していた案件です。令和２年２月１７日の農業委員会の現地調査において発見され土地所有者に説明し今回転用申請が

なされたものです。
　申請人は、平成２９年２月ころからそれまで畑として使用されていた申請地を徐々に自身が経営する建設業の資材置場として使用するようになり現在に至ったということです。申請書と併せて始末書が提出されており、その内容から深く反省していること、今後は農地法を遵守するということを確認しております。
　なお、申請地は贈与税の納税猶予が適用されておりましたが、今回の追認許可申請に伴い令和２年５月１９日をもって猶予期限が確定し、納税猶予が打切りとなっております。
　申請地は、第１種農地の辺縁部に位置する場所ですが、集落に接続して設置されているものであり、周辺の営農条件に支障を生じていないことから、事前に申請されていれば許可相当であったと推察されますことから、許可とすることはやむを得ないものと考えます。
　ですが、追認許可が望ましいことでないことは当然のことです。本来であれば許可権者が原状回復を検討し、原状回復を求めるか否かを十分に検討し決定しなければなりませんが、すでに農地が非農地化しているにもかかわらず、違法状態で放置されていることは好ましいことではありません。
　最高裁では、事実上転用されている農地に転用許可をするのは違法状態を将来に向かって消滅させる効果をもつので、行使できない行政処分ではないと判示しておりその適法性を認めております。
　以上で説明を終わります。

議長　　　　　　本案件の現地調査報告を、武田推進委員にお願いします。

武田推進委員　　推進委員の武田です。
　それでは私の方から議案第２号整理番号１について、現地調査を実施してきましたのでご報告します。
　申請地の位置は、盛岡西リサーチパークから道路を挟んで東側に隣接したところにあります。
　周囲の状況は、東側は道路法面、西側は道路を挟んで宅地、南側及び北側は雑種地となっておりました。
　以上について調査の結果、隣接する農地は無く、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。
　以上で報告を終わります。

議長　　　　　　これより質疑に入ります。

工藤農業委員　　納税猶予の関係ですが、いつから納税の申告をされたか、今回期限が確定してやめたということですが、２９年頃からやっている場合、その税金の差はどうなるのか。

海老澤総括主査　申請人の方の贈与税の納税猶予の適用は、正確なところは手元に資料がないのですが、昭和４０年代頃から現在まで適用されております。

平成２９年までは耕作されていたことは農業委員会で確認しております。平成２９年２月以降から別の用途として使われ、今回５月に許可申請がなされそれをもって猶予が打ち切りとなり、延滞金が発生している可能性がありますが、農業委員会としてはその部分について把握しておりませんが、申請人と税務署とで手続きのやり取りについては適正に進められていることを税務署の方からも伺っております。

（質疑なし）

議長　その他にございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第２号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　挙手全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長　日程第６、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。

案件は２件で、うち１件は追認の許可案件です。議案書は１４ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号１番は、譲受人が、自己住宅を建築するための転用の申し出となります。

申請地は、概ね３００ｍ以内に駅が存在する土地であり、第３種農地と考えられることから原則許可が可能であり、許可しようとするものです。資金計画は融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資予約証明書及び残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

整理番号２番は、追認の許可案件です。

解体工事業を営む借受人が農地法の手続きを経ぬまま駐車場及び資材置場として使用していた案件です。

貸付人は、平成１０年ころから畑として現地を使用していましたが、労力不足により耕作できずにいたところ、借受人から駐車場として借用の申出があったため賃貸していたということです。

申請人は、農地転用に関する認識が欠如しており、今後は農地法を遵

守する旨の始末書が提出されており、その内容から深く反省していることを確認しております。
申請地は、市街地に隣接しているものの、昭和４８年に土地改良事業による換地処分がされており、第１種農地に区分されます。しかし集落に接続して設置されているものであり、周辺の営農条件に支障を生じていないため、事前に申請されていれば許可相当であったと推察されることから、許可とすることはやむを得ないと考えます。
以上で説明を終わります。

議長　整理番号１番の現地調査報告ですが、第３４回総会の議案第４号で報告済みですので省略します。
整理番号２番の現地調査報告を、武田推進委員にお願いします。

武田推進委員　推進委員の武田です。
それでは、議案第３号整理番号２番について報告いたします。
申請地の位置は、滝沢市立鵜飼小学校から道路を挟んで南側に隣接したところにあります。
周囲の状況は、東側は宅地、西側及び南側は非農地、北側は道路を挟んで鵜飼小学校となっておりました。
以上について調査の結果、周辺に農地は無いため、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長　これより質疑に入ります。

大森委員　許可を得ないで後で申請すれば許可になるという認識を持たれるようではまずいのではないでしょうか。一旦元に戻してから改めて申請させるという方法は取れないのでしょうか。

海老澤総括主査　委員がおっしゃったとおり原則では許可権者の方で原状回復を検討するということになっておりますが、今回の案件は、周辺が集落に囲まれている農地ということで、周辺に影響のない中でされていたということでやむを得ないという判断になりましたが、おっしゃるとおりなんでもやったもん勝ちということであってはならないので、農地パトロールの際に怪しいところがあればピックアップし所有者に声かけをしていただきそういったところを未然に防ぐということは農業委員会としてやっていかなければならない活動ですので、違反という行為を未然に防ぐという活動を皆様にはご協力をお願いしたいと思いますし、今後優良農地の中でこういった事例があった場合には、許可権者から農地へ復旧する方向で進めることになっておりますので、なんでもやったもん勝ちということではないことをご理解いただきたいと思います。

大森委員　今の説明で大体わかるような気もしますけども、優良農地の中にあるとか、住宅地の中にあるとかいう考え方は違うんじゃないかなと。農地

は農地としてきちっと。申請地の隣に非農地というのもありますが、なし崩しのようにつぶされていくという可能性も含まれていると思うので、やはりその辺はきちっとした対応を取るべきではないのかと思いますけどいかがでしょうか。

海老澤総括主査　優良農地の中であればということを申し上げ誤解が生じてしまいましたらお詫び申し上げますけれども、食糧を守るということで農地を守っていかなければならないという考えのもとで我々の業務が成り立っておりますので、今後そういった案件が発見された際には、許可権者とともに内容について検討し、是正、原状回復が必要なのかどうかというところを検討して、農地パトロールの中でも未然に防ぐ活動をあわせて、農地を守るということを進めていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

議長　　　　　　なかなか完全に納得ということも難しいと思いますが、よろしいでしょうか。

大森委員　　　　はい。

議長　　　　　　その他にございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
　議案第３号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　　　　　　挙手全員であります。
　よって、議案第３号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長　　　　　　日程第７、議案第４号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
　事務局より説明させます。

高橋主査　　　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、所有権の移転が１件、利用権設定の新規が２件となっております。
　それでは、説明させていただきます。議案書は２０ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

　以上について補足説明させていただきます。
　整理番号１番は、農地中間管理事業の特例事業による所有権移転の案件で、今回は農地所有者から農地中間管理機構への所有権移転です。
　５月に開催した第３５回総会において買入協議の申し入れをすることが決定した案件で、所有者と合意に至り、農地中間管理機構が買い

入れることに決定し、今回所有権の移転を行うものです。
整理番号２番につきましては､借り受け者は今後規模拡大予定とのことですので、今回申し出のあった農地以外の箇所についても借り受けを希望したいとのことでした。
なお申請地は､令和元年度農地パトロールで１号遊休農地と判定された農地ですが、今回申し出のあった農地以外の箇所については、未だ遊休農地状態でありましたので、引き続き農地所有者に対し適正な管理をするよう指導してまいります。
整理番号３番は､農地所有者と借り受け者が直接交渉し成約に至ったものです。
以上、整理番号１番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。
また、整理番号２番から３番まで、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長　整理番号１番の現地調査報告ですが､第３２回総会の議案第１号で報告済みですので省略します。
整理番号２番及び３番の現地調査報告を金崎推進委員にお願いします。

金崎推進委員　それでは、私の方から整理番号２番及び３番について、ご報告申し上げます。
整理番号２番につきましては､令和元年度農地パトロールで１号遊休農地と判定された農地でありましたが､今回借り受けする箇所については、いつでも農地として利用できる状態であり、今後借り受け者が適正に管理することを確信いたしました。
整理番号３番につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
全部効率利用の関係及び地域との調和要　件についてですが､事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり､今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で、議案第４号の調査報告とさせていただきます。

議長　これより質疑に入ります。

大森委員　整理番号２番に関して、地目登記簿田、現況畑となってますけども、畑に使わないで田んぼのまま放棄している､遊休農地になっているので、それは畑じゃないんじゃないかと思います。
そしてまた､改良区の方でも畑としてまだ認めていない、田としてやっているのでその辺いかがでしょうか。

高橋主査　　　　　整理番号２番につきましては、借受人が畑として利用する状況ですので、現況畑ということです。

海老澤総括主査　補足させていただきます。
　改良区における田んぼとしての登録と、農業委員会としての現況把握という意味では把握の状況が違いまして、こちらはあくまで現況を畑として利用しているということでの現況地目となりますので、そういう認識をしていただければと思います。

大森委員　　　　　畑に利用したことがなくて今回畑に利用するということなので、その辺の考え方をどう捉えればいいのか。
　改良区の賦課金は当人同士の話し合いかもしれないけど、その辺もはっきりしているかどうか。その辺も伺いたいと思います。

高橋主査　　　　　畑として利用するところでありますが、改良区に清算の申請をしなければ賦課金はずっとかかるので、畑として利用してもかかってくる賦課金の支払いについては、所有者と借受人で調整してこの契約の中でお支払いすることなるかと思います。

海老澤総括主査　改良区での賦課金のお話がございましたが、先程高橋が申し上げましたとおり支払いについては契約の中でどちらが負担するかは別にお話合いされておりますが、清算等のお話につきましては本案件の検討要件には含まれませんので事務局の説明も割愛させていただいています。

大森委員　　　　　なぜこういうことを言ったかというと、水路に関してのお話で、水路を切って畑として活用するというのであれば田じゃなくて畑ということになれば、水路を切ってもいいということになるので、その辺はっきりしておかないとということで、質問したわけでございます。

田村事務局長　　　ケースバイケースかと思いますけど、水田の場合昔から昭和４６年あたりから生産調整で田を畑作物でずっとやってきた経緯があって、田んぼに畑作物をつけている場所はたくさんあります。
　そういうところはいちいち清算の手続きもしていませんので、田んぼをフルに活用するという制度の主旨からすると、私はこれはいいのかなと思いますし、今回１年限りで様子を見て次年度以降検討するという内容なんですね。その結果、借主の方でどういう風に判断するか。永久的に畑として使用するのであれば清算すればいいのであって、それは本来所有者がすることですが、所有権移転であればそうすればいいし。ひょっとしたらまた水稲を作りたいとなるかもしれない。
　今回についてはあえて抜けるといったことは必要ないのではないのかなと思います。

議長　　　　　　　よろしいでしょうか。他に質疑ございますでしょうか。

工藤委員　　　　　整理番号３番の貸付人は今回貸付した残りの面積の自作地がどこか

にあるということで、おそらく耕作放棄地であると思う。残ったところも今回の借受人に作付けしてもらうという要求はできないか。

高橋主査　　　　　貸付人の残りの自作地は申請地のすぐ隣で、貸付人自身が野菜等を作付けしており、現地確認いたしましたがきれいに管理されておりました。
　貸付人は、できれば誰かに貸したいということを受けていたので事務局で進めたいと思っています。

議長　　　　　　　他にございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
　議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　　　　　　　挙手全員であります。よって議案第４号は原案のとおり決定いたしました。

議長　　　　　　　ここで換気のため１１時まで休憩します。

（１０時５５分休憩）
（１１時００分再開）

議長　　　　　　　それでは休憩以前に引き続き会議を再開します。

議長　　　　　　　日程第８、議案第５号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
　事務局より説明させます。

海老澤総括主査　議案第５号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてご説明いたします。案件は１件です。議案書は２５ページをご覧ください。

（議案書朗読）

　以上について補足説明いたします。
　整理番号１番は、農地法所定の許可を得ており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。
　以上で説明を終わります。

議長　　　　　　　本案件の現地調査報告は、齊藤農業委員にお願いします。

齊藤農業委員　　　それでは私の方から議案第５号、整理番号１番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
　整理番号１番の申請地の位置は、ミクニ大釜工場から北西へ約２００メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は道路を挟んで宅地、西側は農地、南側及び北側は宅地となっておりました。
以上について調査の結果､申請地は耕作されておらず原野状態となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長　　　　　これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長　　　　　質疑を終了して採決に入ります。
議案第５号について､原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　　　　　挙手全員であります｡よって議案第５号は原案のとおり決定いたしました。

議長　　　　　日程第９、報告第１号、第１回農地小委員会の報告については、議案第１号で報告済みですので省略します。

議長　　　　　日程第１０、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査　　　農地法第３条の３第１項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は２件です。議案書は３０ページをご覧ください。

（議案書朗読）

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し､受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長　　　　　日程第１１、報告第３号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局より報告させます。

高橋主査　　　農地法第１８条第６項の規定による通知について報告します。
案件は１件です。議案書は３２ページをご覧ください。

（議案書朗読）

以上について補足説明をいたします。
整理番号１につきましては、議案第４号整理番号１番において、農地中間管理機構を活用して所有権の移転をするための合意解約でござい

ます。
以上で報告を終わります。

議長　日程第１２、報告第４号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査　報告第４号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出について報告します。案件は２件です。議案書は３４ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長　日程第１３、報告第５号、農地性の有無についての判断についての照会に対する報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査　報告第５号、農地性の有無についての判断について、報告いたします。議案書は３６ページをご覧ください。
本案件は、滝沢市長より農地性の有無の照会があったことから、現況確認を行いました。

（議案書朗読説明）

以上につきましては、非農地であるとして議案書３６ページのとおり回答いたしました。以上で報告を終わります。

議長　日程第１４、報告第６号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査　報告第６号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。
案件は、４条の届出が１件、５条の届出が１件となります。議案書３８ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長　以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、第３６回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻　令和２年６月２５日　午前１１時１５分

議　　　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名人　　４番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名人　　７番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

これは原本である。

令和２年６月２５日

滝沢市農業委員会会長　　齊　藤　新　一